

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）
に対する経済産業省からの意見

<項目 3（2）>

- 移譲対象の機関として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所のみを掲げているが、3省のみに限定することなく、国の出先機関全体を移譲対象機関とすべきである。

（理由）既に沖縄県から内閣府沖縄総合事務局の移管要望があり、四国知事会から農政局の移管検討の意思表示がなされている。逐次法改正をすることなく、地方の要望に対応できるようにするべきである。また、他省との共管の事務もあり詳細な検討が必要。

- 移譲対象の事務を3機関の事務等とし、特例法において法律名を列挙することのだが、個別事務の議論は、今回の特例法とは切り離して、別途丁寧に法律上の措置を講じていただきたい。

（理由）個別事務に関しては、個別作用法の規定で出先機関へ委任されている事務とあわせ、通達等で委任されている事務や、作用法に規定がなく設置法に基づいて実施されている事務がある。現状では作用法に規定されていない事務の扱いが不明瞭であるなど「丸ごと移譲」と矛盾する可能性が高い。移譲に支障のないよう丁寧に制度づくりをするべきである。

<項目 4-③>

- 「当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該広域連合において実施するよう努めなければならない。」を「…実施しなければならない。」に変更するべきである。

（理由）構成地方公共団体の事務の持ち寄り、本制度の基本理念の柱のひとつであり、かつ、制度利用主体となる地方自治法上の広域連合は、同法の規定上、事務の持ち寄りなくしては成立しないため。

<項目 5>

- 事務等移譲基本方針に定める事項に、「移譲事務等を効果的かつ効率的に実施するために当該移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等に関する事項」を追加していただきたい。

（理由）構成地方公共団体の事務の持ち寄り、本制度の基本理念の柱のひとつであるため。

<項目 8⑥、⑦>

- 緊急災害対策本部の設置の有無にかかわらず、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合においては、国の行政機関の長が特定広域連合の長に対して、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを「指示」することができるようにすべきである。

（理由）経済的・社会的に重要な拠点での非常事態や局地的な災害など緊急災害対策本部が設置されない場合においても、必要十分な緊急時対応を確保するため。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）
に対する国土交通省からの意見

<項目 2>

- ④として、以下のとおり追加していただきたい。

「④ 事務等の特定広域連合等への移譲は、事務等は国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正、確実かつ迅速な処理を確保すべきものであり、かつ、特定広域連合等の区域以外の区域においては特定地方行政機関が事務等を実施していることにかんがみ、事務等に係る国の施策との整合性を確保した上で行わなければならない。」

<項目 3（1）、6③>

- 「政令で定める区域」を「別に法律で定める区域」に修正していただきたい。

<項目 3（2）、7①②>

- 個別作用法に実施根拠のない事務についても、3（2）の政令で規定される事務の対象であり、かつ、7②の必要な関与の対象とすることを明確化していただきたい。

（理由）個別作用法に実施根拠のない事務についても、個別作用法に規定のある事務と同様に、移譲対象となる事務があり、そのうち事務等の適切な実施を確保するため、国の関与が必要となるものがあるため。

<項目 4①>

- 「必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。」を「必要な措置を講じなければならない。」に修正していただきたい。

<項目 4③>

- 「移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。」を「移譲事務等に関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等で政令で定めるものは当該特定広域連合において実施するものとし、それ以外の関連する事務等については実施するよう努めなければならない。」に修正していただきたい。

<項目 6②>

- 「内閣府令」を「政令」に修正していただきたい。

<項目 6③>

- 「事務等移譲計画の認定をするものとする。」を「閣議の決定を経て事務等移譲計画の認定をするものとする。」に修正していただきたい。

<項目 6⑤>

- 「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣又は移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣」に修正していただきたい。

<項目6⑥～⑧>

- 以下のとおり、⑥～⑩に修正していただきたい。
 - 「⑥ 認定を受けた特定広域連合の解散及び認定を受けた特定広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、地方自治法第291条の10及び同法第291条の3の規定にかかわらず、別に法律で定める。
 - ⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
 - ⑧ 認定が効力を失った場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に從事している認定を受けた特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し認定を受けた特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、あらかじめ、別に法律で定める。
 - ⑨ 認定を受けた特定広域連合等がこの法律に違反し、又は正当な理由なく内閣総理大臣若しくは移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣からの措置の要求に従わないときは、内閣総理大臣は、その認定を取り消すことができる。
 - ⑩ 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、認定を受けた特定広域連合等が、この法律に違反し、又は正当な理由なく当該大臣からの措置の要求に従わないときは、内閣総理大臣にその認定を取り消すことを求めることができる。
 - ⑪ 認定を取り消した場合におけるその他の必要な措置について定める。」

<項目7①>

- 並行権限行使の明確化とその実効性を担保するため、以下のただし書きを加えていただきたい。
 - 「ただし、政令で定める事務等については、政令で定めるところにより、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣が自ら行うことができることとし、必要な規定を設ける。」

<項目7②>

- 以下のとおり修正していただきたい。
 - 「② 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、当該移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を施行するため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、当該特定広域連合等の長が行うこととされる事務等のうち政令で定めるものに関し、政令で定めるところにより、必要な関与（同意、許可、認可又は承認、指示（特定広域連合等の長は、正当な理由がない限り従わなければならない。）、正当な理由なく指示に従わない場合の裁判を経ない代執行、報告の徴収又は調査、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わ

る行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいう。）並びに移譲事務等を実施するに当たり従うべき基準として策定した基準及び移譲事務等の実施に当たって適合すべき社会資本整備に関する方針又は計画の提示その他これらに類する必要な措置をすることができる。」

<項目 7③>

- 以下のとおり修正していただきたい。

「③ 認定を受けた特定広域連合等は、政令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、法令に基づき国が作成する方針又は計画（財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為の実施計画を含む。）に基づき、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決（当該支出負担行為の実施計画に基づくものを除く。）を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。」

<項目 8>

- ②として以下を追加し、②～⑦を③～⑧としていただきたい。

「② 認定を受けた特定広域連合は新たに規約を定めるものとし、その場合には、地方自治法の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を得るものとし、内閣総理大臣が当該許可をする場合には、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣の同意を得なければならない（規約を変更する場合も同様とする。）。」

- ③（変更前の②）の2つめの・を以下のとおり修正していただきたい。

「・予算（財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為の実施計画に基づくものを除く。）を調製しようとするとき。」

- ⑨～⑪として、以下のとおり追加していただきたい。

「⑨ ⑦の協力の要請及び⑧の指示に正当な理由なく従わない場合には、当該行政機関の長が、特定広域連合等の職員に対し直接、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑩ ⑦から⑨により派遣等された職員等については、当該行政機関の長の指揮の下に行動するものとする。

⑪ その他、災害及び事務等の実施に係る情報の報告及び伝達に関する規定等を定める。」

<項目 11>

- 以下のとおり修正していただきたい。

「特定広域連合等の長が行うこととされる事務（地方自治法第2条第8項に規定する自治事務であるものとして政令で定めるものを除く。）は、同法その他の法令の規定（政令で定めるものを除く。）の適用については、同法第2条9項1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。」

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）
に対する環境省からの意見

<項目 3（2）>

- 移譲対象特定地方行政機関の管轄区域のうち、「管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域」が具体的にどのような区域となるのか、少なくとも関西、九州及び四国については明確にしておく必要があると考えます。

<項目 4③及び 5②>

- 「移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。」とありますが、「実施するよう努めなければならない」は「実施しなければならない」とするようお願いいたします。（3及び6②の記述を踏まえ、特定広域連合を組織する際、また、事務等移譲計画を策定する際には、移譲事務等に関連する地方公共団体の事務を持ち寄ることになるため。）

また、基本方針に定める事項に、「特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする」旨の事項を追加するようお願いいたします。

<項目 6④>

- 「この場合において、当該行政機関の長は…同意をするものとする。」とありますが、移譲事務等を所管する国の行政機関の長が事務等移譲計画に同意するに当たっては、「移譲事務等が円滑かつ確実に実施される」との見込みに限定されるべきではなく、事務等移譲基本方針に適合するものであるか、また、2の基本理念に基づき、「国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に」行われるものであるか等の判断も要すると考えるため、法律案（骨子）にその旨反映していただくようお願いいたします。

<項目 6⑦>

- 法律案（骨子）に基づけば、理論的には、6⑧における「別の法律」が定められる以前に、6⑦における状態、すなわち「内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかである」状態が生じ得ることになります。この点、5月14日付貴室回答では、「御指摘の状況が生じた場合については、速やかに別に定める法律を制定する…」とありますが、これでは十分対応することは困難であると考えられるところ、当該「別の法律」に定める事項についても、速やかに検討に着手する必要があると考えます。

